



公共工事等における新技術活用システム
受領通知書

日本システム企画株式会社
社長室企画広報マーケティング
[redacted] 殿

平成23年1月14日

関東地方整備局
関東技術事務所長

下記の新技術について、NETIS申請書類 / ~~試行・評価申請書~~ / ~~活用申請書~~ /
~~NETIS掲載情報の変更・更新申請書~~ / NETIS掲載情報の改善技術申請書 を受領し
ましたので通知します。

ふりがな えぬえむあーるこうほう
1. 技術名称 : NMR工法

2. NETIS登録番号 KT-100072

問い合わせ先
関東地方整備局 関東技術事務所
申請・相談窓口
施工調査課 新技術担当

電話:047-389-5127

FAX:047-389-5159



公共工事等における新技術活用システム
NETIS登録のお知らせ

様式 I-6

平成23年1月14日

日本システム企画株式会社
社長室企画広報マーケティング
様

国土交通省関東地方整備局は、下記の新技術についてNETISに登録しましたのでお知らせいたします。なお、当該新技術が必ず事業において活用されるとは限らないことをご了承ください。

- ①新技術名称 NMR工法
- ②NETIS登録番号 KT-100072
- ③公開の範囲 一般まで
- ④留意事項

・NETIS(申請情報)の掲載期限は、当分の間、当初にNETISに登録した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとします(同一技術について再申請登録は認められません)。ただし、NETIS(評価情報)に掲載されている技術については、上記にかかわらずNETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)における掲載も継続されます。

・事後評価を受けた技術は、NETIS(技術評価)に提供されますが、NETIS(技術評価)への提供期間中、NETIS(申請情報)での提供も継続されます。

・NETIS(評価情報)の掲載期限は、NETIS(評価情報)に掲載された日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとします。ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS(評価情報)に反映された場合は、NETIS(評価情報)の掲載期限は、NETIS(評価情報)に反映した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までに変更されるものとします。なお、掲載期限が変更された場合においても、同一技術に対する掲載期限は、当初にNETISに登録した日の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了します。

・当該技術について改善を行い、新技術活用評価会議において技術の改善が認められた場合には、NETIS掲載期間の起算日はリセットされるものとし、新たな申請情報がNETIS(申請情報)に掲載された日を「当初にNETISに登録された日」とみなします。

・提出されたデータのバックアップは、変更・更新の手続きの際に必要なになりますので、申請者自身で保管しておいてください。なお、手続きの詳細については関東技術事務所ホームページを参照してください。

・今後、新たな情報等が公表・更新されることがあるため、申請者自身でNETISのホームページを閲覧し、情報を収集してください。

※ 関東技術事務所ホームページ「新技術エリア」

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/netis/index.htm>

問い合わせ先: 国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所

技術開発相談窓口 担当 新技術担当

電話 047-389-5127

FAX 047-389-5159